


意匠分類記号	意匠分類の名称
F 2 - 3 5 0 0	製図台等

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
F 2 - 3 4	全	製図機
F 2 - 3 5 0	一	製図台
F 2 - 3 5 0 A	全	製図台(卓上型)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる物品		
製図台	製図機	
定義		
機械・建築物・工作物などの図面を製作するのに用いる、机、製図機をのせる台、製図機を分類する。		
登録 1011665 「製図台」 		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
製図用の机とは、何らかの製図をするための特徴のあるものであって、単なる机(D 7 - 1 4 1)は除く。		
過去に分類した物品の名称		